

事務事業評価シート

(評価対象年度：平成 30 年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名		飲料水衛生管理事業				②事業番号		3208	
③事業類型		1. 法上(必須)事業		④開始年度	平成 25 年度	⑤終了予定年度	年度	○	設定なし
⑥根拠法令等	○ 法令	○ 条例	○ 規則	○ 要綱	計画等	その他	法令等の名称 水道法		
⑦実施手法	○ 直営	全部委託	一部委託	補助・負担	その他				
⑧関連予算科目コード		款	4	項	1	目	8	細目	4
⑨担当部名		⑩担当課名					会計 一般会計		
市民生活環境部		環境整備課							

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)		対象指標(対象者数を表す指標)		単位
①	専用水道設置者	①	専用水道設置者	件
②	簡易専用水道設置者	②	簡易専用水道設置者	件
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)		活動指標(活動の量を表す指標)		単位
・市内に設置されている専用水道について、水道法に基づく立入検査や定期水質検査報告を通じて維持管理状況の把握及び維持管理に対する指導を行う。 ・市内に設置されている簡易専用水道について、設置状況の把握及び維持管理に対する指導等を行う。		①	立入検査回数	回
		②	簡易専用水道届出施設数	件
		③		
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)		成果指標(意図の達成度を表す指標)		単位
市内に設置されている専用水道等が飲料水を安全に利用していただくために、維持管理状況の把握及び維持管理に対する指導等を行う。		①	立入検査回数	回
		計算式		
		②	簡易専用水道届出施設数	件
		計算式		
		③		
		計算式		
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)		総合計画体系上の位置付け		
市内に設置されている専用水道等の維持管理状況を把握することで、飲料水をより安全に利用していただくことにつながる。		政策(章)	5	快適で活気にあふれ、環境にやさしいまち
		施策大(節)	3	日常生活や事業活動などにおいてすべての市民・事業者が資源・エネルギーの利用などに配慮し、環境に負荷をかけないまちをめざします
		施策中	1	資源・エネルギー有効利用の推進
		施策小	1	公害の予防

〔2〕各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	
対象指標①	専用水道設置者	件	6	6	6	6	6	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標②	簡易専用水道設置者	件	76	76	76	77	77	
活動指標①	立入検査回数	回	9	9	9	9	9	
活動指標②	簡易専用水道届出施設数	件	76	76	76	77	77	
活動指標③								
成果指標①	立入検査回数	回	9	9	9	9	9	
成果指標②	簡易専用水道届出施設数	件	76	76	76	77	77	事業費などの推移における特殊要因などの説明
成果指標③								
事業費	投入人員	人	0.48	0.38	0.68	0.68		
	正職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	3,855	3,051	5,513	5,513		
	直接事業費	千円	169	196	125	557		
	総事業費	千円	4,024	3,247	5,638	6,070		
財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0		
	府支出金	千円	29	31	31	31		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	3,995	3,216	5,607	6,039		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	平成25年4月より水道法改正に伴い、市行政が専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等の衛生管理等の事務を行う。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	生活に密着した飲料水の安全には関心が高く、今後も専用水道及び簡易専用水道等の維持管理状況の把握は必要である。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価

A

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	水道施設の維持管理状況を把握することにより、飲料水の安全に貢献している。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	生活に密着した飲料水の安全のために必要といえる。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	飲料水の安全について関心は高い。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	飲用する水の安全に係わるため、影響は高いといえる。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価

A

⑤期待どおりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	設置者から飲料水に対して水質異常等の連絡はない。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができますか。)	ア. ある イ. ない	—
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	簡易専用水道等の貯水槽水道の指導については、水道部局との連携を図っている。

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価

B

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費＋人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	専用水道等の突発的な水質事故に対応するための水質検査費用は必要である。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	特定の受益者負担はなじまない。

4. 総合評価

総合評価	評価(A～D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 事業の進め方に改善が必要 C: 事業規模、内容、実施主体の見直しが必要 D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	生活に密着した飲料水をより安全に利用していただくために、今後も専用水道及び簡易専用水道等の維持管理状況の把握及び維持管理に対する指導等を行っていく。	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

ア	ア. 現状のまま継続	イ. 見直しのうえで継続	ウ. 終了 ↓ (年まで)	エ. 休止 ↓ (年から)	オ. 廃止 ↓ (年から)
	＜今後の展開方針＞ a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)				
①改革、改善の具体案、実施年度など			—		
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策			—		